

成年後見制度用診断書の作成を依頼された医師の方へ

大津家庭裁判所

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 成年後見制度について

成年後見制度には、ご本人の判断能力の程度に応じて、補助、保佐及び後見の3つの類型があります。各類型ごとに、ご本人の判断能力を補うための援助者（補助人、保佐人、成年後見人）が選ばれ、財産を維持管理したり、身上監護の支援を行って、ご本人の保護に努めることとなります。

2 診断書について

診断書は、ご本人の状態を詳しくうかがい、手続を迅速適正に進めるために必要不可欠なものですので、ご協力をお願いいたします。

なお、診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

3 鑑定について

(1) 後見及び保佐では、診断書に加え、ご本人の判断能力について、医師による鑑定が必要となります。後見及び保佐では、ご本人の保護が図られる反面、本人の法律行為や資格が制限されるので、慎重な判断が求められるからです。ただし、明らかに鑑定の必要がないと認められる場合は、鑑定をしないこともあります。鑑定書は、家庭裁判所で審理する際の資料となります。

(2) 鑑定は、精神科の医師に限られるものではありません。通常、ご本人の症状の経過と現状をもっとも把握されている主治医の方に鑑定の依頼をさせていただいております。

ただ、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合は、主治医以外の医師に鑑定を依頼することがあります。その際は、診療記録の提供等の協力をお願いすることがありますので、ご協力お願い申し上げます。

(3) 鑑定を依頼する場合は、後日、正式な依頼書を送らせていただきます。

(4) 「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」、
「成年後見制度における鑑定書作成の手引」は、最高裁判所ホームページ内の「後見ポータルサイト」からダウンロードできます。また、裁判所でも用意していますので、必要な場合にはご連絡ください。

(5) 鑑定人に対する証人尋問は、通常行われません。

以上